

新潟市バンケット利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、県内法人及び団体が、市内旅館・ホテル等のバンケットを利用して実施するミーティングを対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ミーティング 法人や団体が、その構成員等を対象として行う各種会議、会合、研修会、セミナー等の集会及びこれに準じるもの

(2) バンケット ミーティングを行うことができる宴会場及び披露宴会場等

(補助対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 県内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有する法人又は団体

(2) 新潟市税の未納がない者又は徴収猶予を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(7) 公序良俗に反する行為又は違法な行為をする団体

(8) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 令和4年6月1日から令和5年2月28日までに実施されるミーティングであること

(2) 補助対象者が主催として実施するミーティングで、感染症対策を講じていること

(3) ミーティング中の飲料（アルコール類は除く）以外に飲食物の提供を伴わないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業としない。

(1) バンケット所有者が、当該バンケットで主催・共催する事業

(2) 国又は地方公共団体が主催・共催する事業

- (3) 国又は地方公共団体及びこれに準じる団体等の補助・助成を受けて実施する事業
- (4) ミーティングに係る収入金額が支出金額を上回る事業
- (5) 営利を目的とする事業
- (6) 不特定多数の参加を見込む事業
- (7) 宗教的又は政治的活動を目的とする事業
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (9) 公序良俗に反する事業
- (10) 暴力団及び暴力団員並びに暴力団員等及び暴力団関係者が主催又は関係する事業
- (11) 寄付や勧誘を主な目的とする事業
- (12) その他市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ミーティングの実施にかかる経費で、別表1のとおりとし、補助率等は同表のとおりとする。

2 前項により算定した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

（交付の条件）

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (3) 感染症対策として、ミーティング参加者の名前や連絡先等を明らかにした名簿を備え、当該名簿をミーティング実施後から1か月間保管しておくこと。
- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業完了後30日以内又は令和5年3月17日のいずれか早い日までに、別記様式第1号による補助金交付申請書兼実績報告書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。なお、実績報告時に当該消費税仕入控除税額が確定していない場合にあっては、確定後、別記様式第2号により速やかに市長に報告しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第3号による交付決定通知書兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

る。

2 市長は、補助金を交付しないと決定をしたときは、別記様式第4号による不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 市長は、第7条第2項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合

(2) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合

(3) その他関係法令、条例規則及び当該要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取り消しをした場合は、別記様式第5号による補助金交付決定取消通知書にて補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第6号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 補助事業者は、第10条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第13条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎と

なる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(事業の停止)

第14条 市長は、新型コロナウイルスの感染状況により本事業の継続が不相当と判断した場合は、本事業の全部又は一部を停止するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助率及び限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・バンケット会場費 ・ミーティングの実施に必要な会場備品使用料 (ただし、消費税等仕入れ控除税額を除く。) 	<p>補助率：1 / 2 限度額：10万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の停止に伴い、実施する予定であったミーティングをキャンセルした場合の費用 (ただし、消費税等仕入れ控除税額を除く。) 	<p>補助率：10 / 10 限度額：20万円</p>

備考

- 1 上表中「会場備品使用料」とは、プロジェクターやスクリーン、音響照明等、ミーティングを実施するに当たって最低限必要な会場備品を使用するための費用とする。